

LIA-J400 一般認証要求事項 新旧対照表 (令和4年11月1日施行)

新	旧																						
<p>1.1 適用規格</p> <p>JIS Q 1001 適合性評価 — 日本 産業規格への適合性の認証 — 一般認証指針 (以下「一般認証指針」という。)</p>	<p>1.1 適用規格</p> <p>JIS Q 1001 適合性評価 — 日本 工業規格への適合性の認証 — 一般認証指針 (以下「一般認証指針」という。)</p>																						
<p>1.4 事務所</p> <p>JIS 認証業務を行う本協会の事務所は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="199 643 1055 1115"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所在地／連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 部</td> <td>〒105-0004 東京都港区新橋 1-18-6 共栄火災ビル TEL:03-5512-7921 FAX:03-5512-7923</td> </tr> <tr> <td>中央検査所</td> <td>〒252-1107 神奈川県綾瀬市深谷中 8-5-7 TEL:0467-78-8645 FAX:0467-77-7499</td> </tr> <tr> <td>大阪支所</td> <td>〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町 4-5-3 大和本町ビル TEL:06-6264-6606 FAX:06-6264-6616</td> </tr> <tr> <td>名古屋支所</td> <td>〒456-0002 愛知県名古屋市熱田区金山町 1-8-13 彫清ビル南館 TEL:052-683-5445 FAX:052-683-5446</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所在地／連絡先	本 部	〒105-0004 東京都港区新橋 1-18-6 共栄火災ビル TEL:03-5512-7921 FAX:03-5512-7923	中央検査所	〒252-1107 神奈川県綾瀬市深谷中 8-5-7 TEL:0467-78-8645 FAX:0467-77-7499	大阪支所	〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町 4-5-3 大和本町ビル TEL:06-6264-6606 FAX:06-6264-6616	名古屋支所	〒456-0002 愛知県名古屋市熱田区金山町 1-8-13 彫清ビル南館 TEL:052-683-5445 FAX:052-683-5446	<p>1.4 事務所</p> <p>JIS 認証業務を行う本協会の事務所は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1205 643 2060 1222"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所在地／連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 部</td> <td>〒105-0004 東京都港区新橋 1-18-6 共栄火災ビル TEL:03-5512-7921 FAX:03-5512-7923</td> </tr> <tr> <td>中央検査所</td> <td>〒252-1107 神奈川県綾瀬市深谷中 8-5-7 TEL:0467-78-8645 FAX:0467-77-7499</td> </tr> <tr> <td>大阪支所</td> <td>〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町 4-5-3 大和本町ビル TEL:06-6264-6606 FAX:06-6264-6616</td> </tr> <tr> <td>名古屋支所</td> <td>〒456-0002 愛知県名古屋市熱田区金山町 1-8-13 彫清ビル南館 TEL:052-683-5445 FAX:052-683-5446</td> </tr> <tr> <td><u>山梨支所</u></td> <td><u>〒407-0014</u> <u>山梨県韮崎市富士見 1-7-3 清水ビル</u> <u>TEL:0551-22-0155 FAX:0551-22-7285</u></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所在地／連絡先	本 部	〒105-0004 東京都港区新橋 1-18-6 共栄火災ビル TEL:03-5512-7921 FAX:03-5512-7923	中央検査所	〒252-1107 神奈川県綾瀬市深谷中 8-5-7 TEL:0467-78-8645 FAX:0467-77-7499	大阪支所	〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町 4-5-3 大和本町ビル TEL:06-6264-6606 FAX:06-6264-6616	名古屋支所	〒456-0002 愛知県名古屋市熱田区金山町 1-8-13 彫清ビル南館 TEL:052-683-5445 FAX:052-683-5446	<u>山梨支所</u>	<u>〒407-0014</u> <u>山梨県韮崎市富士見 1-7-3 清水ビル</u> <u>TEL:0551-22-0155 FAX:0551-22-7285</u>
名 称	所在地／連絡先																						
本 部	〒105-0004 東京都港区新橋 1-18-6 共栄火災ビル TEL:03-5512-7921 FAX:03-5512-7923																						
中央検査所	〒252-1107 神奈川県綾瀬市深谷中 8-5-7 TEL:0467-78-8645 FAX:0467-77-7499																						
大阪支所	〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町 4-5-3 大和本町ビル TEL:06-6264-6606 FAX:06-6264-6616																						
名古屋支所	〒456-0002 愛知県名古屋市熱田区金山町 1-8-13 彫清ビル南館 TEL:052-683-5445 FAX:052-683-5446																						
名 称	所在地／連絡先																						
本 部	〒105-0004 東京都港区新橋 1-18-6 共栄火災ビル TEL:03-5512-7921 FAX:03-5512-7923																						
中央検査所	〒252-1107 神奈川県綾瀬市深谷中 8-5-7 TEL:0467-78-8645 FAX:0467-77-7499																						
大阪支所	〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町 4-5-3 大和本町ビル TEL:06-6264-6606 FAX:06-6264-6616																						
名古屋支所	〒456-0002 愛知県名古屋市熱田区金山町 1-8-13 彫清ビル南館 TEL:052-683-5445 FAX:052-683-5446																						
<u>山梨支所</u>	<u>〒407-0014</u> <u>山梨県韮崎市富士見 1-7-3 清水ビル</u> <u>TEL:0551-22-0155 FAX:0551-22-7285</u>																						
<p>10 認証書の交付</p> <p>本協会は、申請者との間で 9 項に規定する認証契約を締結した場合には、次に掲げる事項を記載した証明書(以下「認証書」という。)を交付する。 (1)~(8) 略</p>	<p>10 認証書の交付</p> <p>本協会は、申請者との間で 9 項に定める認証契約を締結した場合には、次に掲げる事項を記載した証明書(以下「認証書」という。)を交付する。 (1)~(8) 略</p>																						

新	旧
<p>12.2 臨時の認証維持審査</p> <p>本協会は、次に該当する場合は、臨時の認証維持審査を実施する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) JIS の改正</p> <p>1)~3) 略</p> <p>4) 当該改正により、認証を行っている鋳工業品が JIS に適合しなくなるおそれのあるとき、又は、認証取得者の品質管理体制を変更する必要があると判断した場合であって、認証取得者から新規格対応計画が提出されない場合、本協会は、当該改正後 1 年以内に臨時の認証維持審査を行う旨を通知する。</p> <p>5) 前項の場合、本協会は、工場審査及び製品試験の全部又は一部を実施し、JIS 認証判定委員会において認証を継続するかどうかを決定し、認証取得者に通知する。</p> <p>(3) 第三者からの申立て等</p> <p>1) 本協会は、認証を行っている鋳工業品が JIS に適合しない旨又は認証取得者の品質管理体制が省令第2条に規定する品質管理体制の基準に適合しない旨の第三者からの申立てを受けた場合であって、その蓋然性が高いときは、臨時の認証維持審査を行う旨を通知する。</p> <p>2) 前項の場合、本協会は、工場審査及び製品試験の全部又は一部を速やかに実施し、JIS 認証判定委員会において認証を継続するかどうかを決定し、認証取得者に通知する。</p> <p>(4) 認証の一時停止請求等</p> <p>1) 本協会が、15.2 項の請求を取り消す旨の通知を行ったときは、当該通知を行った日から 1 年以内に臨時の認証維持審査を行う旨を通知する。</p> <p>2) 前項の場合、本協会は、工場審査及び製品試験の全部又は一部を実施し、JIS 認証判定委員会において認証を継続するかどうかを決定し、認証取得者に通知する。</p>	<p>12.2 臨時の認証維持審査</p> <p>本協会は、次に該当する場合は、臨時の認証維持審査を実施する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) JIS の改正</p> <p>1)~3) 略</p> <p>4) 当該改正により、認証を行っている鋳工業品が JIS に適合しなくなるおそれのあるとき、又は、認証取得者の品質管理体制を変更する必要があると判断した場合であって、認証取得者から新規格対応計画が提出されない場合、本協会は、当該改正後 1 年以内に臨時の認証維持審査を行う旨を通知する。</p> <p>5) 前項の場合、本協会は、必要な現地調査及び製品試験を実施し、JIS 認証判定委員会において認証を継続するかどうかを決定し、認証取得者に通知する。</p> <p>(3) 第三者からの申立て等</p> <p>1) 本協会は、認証を行っている鋳工業品が JIS に適合しない旨又は認証取得者の品質管理体制が省令第2条に規定する品質管理体制の基準に適合しない旨の第三者からの申立てを受けた場合であって、その蓋然性が高いときは、臨時の認証維持審査を行う旨を通知する。</p> <p>2) 前項の場合、本協会は、必要な現地調査及び製品試験を速やかに実施し、JIS 認証判定委員会において認証を継続するかどうかを決定し、認証取得者に通知する。</p> <p>(4) 認証の一時停止請求等</p> <p>1) 本協会が、15.2 項の請求を取り消す旨の通知を行ったときは、当該通知を行った日から 1 年以内に臨時の認証維持審査を行う旨を通知する。</p> <p>2) 前項の場合、本協会は、製品試験及び現地調査の全部又は一部を実施し、JIS 認証判定委員会において認証を継続するかどうかを決定し、認証取得者に通知する。</p>

新	旧
<p>(5) その他</p> <p>1) 本協会は、(1)～(4)の他、認証を行っている鋳工業品が JIS に適合せず、若しくは、認証取得者の品質管理体制が省令第2条に規定する品質管理体制の基準に適合せず、又は、適合しないおそれのある事実を把握したときは、臨時的認証維持審査を行う旨を通知する。</p> <p>2) 前項の場合、本協会は、工場審査及び製品試験の全部又は一部を速やかに実施し、JIS 認証判定委員会において認証を継続するかどうかを決定し、認証取得者に通知する。</p>	<p>(5) その他</p> <p>1) 本協会は、(1)～(4)の他、認証を行っている鋳工業品が JIS に適合せず、若しくは、認証取得者の品質管理体制が省令第2条に規定する品質管理体制の基準に適合せず、又は、適合しないおそれのある事実を把握したときは、臨時的認証維持審査を行う旨を通知する。</p> <p>2) 前項の場合、本協会は、必要な現地調査及び製品試験を速やかに実施し、JIS 認証判定委員会において認証を継続するかどうかを決定し、認証取得者に通知する。</p>
<p>13.2 付記事項の表示</p> <p>本協会は、13.1 項の表示に付記する事項として、次の事項のうち該当するものについて、鋳工業品又はその包装、容器若しくは送り状に表示するよう認証契約に定める。ただし、(2)にあつては、必ず付記しなければならない。</p> <p>(1) 適合する JIS で定める表示事項</p> <p>(2) 認証取得者の氏名若しくは名称又はその略号 (略称、記号、認証番号又は登録商標をいう。)</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>13.2 付記事項の表示</p> <p>本協会は、13.1 項の表示に付記する事項として、次の事項のうち該当するものについて、鋳工業品又はその包装、容器若しくは送り状に表示するよう認証契約に定める。ただし、(2)にあつては、必ず付記しなければならない。</p> <p>(1) 適合する JIS で定める表示事項</p> <p>(2) 認証取得者の氏名若しくは名称又はその略号 (略号、記号、認証番号又は登録商標をいう。)</p> <p>(3)～(5) 略</p>
<p>15.3 JIS マーク等の使用の停止に係る措置</p> <p>(1) 本協会は、15.2 項の請求をする場合には、認証取得者に対し、次の 1)～5)に掲げる事項を記載した文書により通知する。</p> <p>1)～5) 略</p> <p>(2) 本協会は、JIS マーク等の使用の停止の請求を行った場合には、上記の通知後直ちに、9.1 項に基づき公表している事項のうち、該当する部分を修正しなければならない。</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>15.3 JIS マーク等の使用の停止に係る措置</p> <p>(1) 本協会は、15.2 項の請求をする場合には、認証取得者に対し、次の 1)～5)に掲げる事項を記載した文書により通知する。</p> <p>1)～5) 略</p> <p>(2) 本協会は、JIS マーク等の使用の停止を行った場合には、上記の通知後直ちに、9.1 項に基づき公表している事項のうち、該当する部分を修正しなければならない。</p> <p>(3)～(5) 略</p>

新	旧
<p>21.4 発行文書及び証票の取扱い等</p> <p>(1) 認証に係る文書の使用</p> <p>本協会が発行した認証に係る文書の使用に関する遵守事項を次のとおり定める。</p> <p>1) JIS 認証制度について不正確な引用又は誤解を招くような方法で使用してはならない。</p> <p>2)~4) 略</p> <p>(2) 証票の使用</p> <p>証票の使用に関する遵守事項を次のとおり定める。</p> <p>1) JIS 認証制度について不正確な引用又は誤解を招くような方法で使用してはならない。</p> <p>2)~5) 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>21.4 発行文書及び証票の取扱い等</p> <p>(1) 認証に係る文書の使用</p> <p>本協会が発行した認証に係る文書の使用に関する遵守事項を次のとおり定める。</p> <p>1) JIS 認証制度について不正確な引用 <u>をしたり</u>、又は誤解を招くような方法で使用してはならない。</p> <p>2)~4) 略</p> <p>(2) 証票の使用</p> <p>証票の使用に関する遵守事項を次のとおり定める。</p> <p>1) JIS 認証制度について不正確な引用 <u>をしたり</u>、又は誤解を招くような方法で使用してはならない。</p> <p>2)~5) 略</p> <p>(3) 略</p>
<p><u>附 則 (令和4年11月1日改正)</u></p> <p><u>この改正は、令和4年11月1日から施行する。</u></p>	

以上